

# 沖縄県北部合同庁舎敷地内植栽管理業務仕様書

## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

(適用範囲)

第1条 沖縄県北部合同庁舎敷地内植栽管理業務について適用する。

(目的)

第2条 庁舎敷地内において、植栽管理を行い、美化及び快適な利用と円滑な運営に寄与することを目的とする。

(法令等の遵守及び手続きの代行)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は、関係法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図ること。又、官公署等への必要な届出手続き等は速やかに処理しなければならない。

2 関係官公署、付近住民、利用者と交渉を要するとき、又、交渉を受けたときは、すみやかに委託者（以下「甲」という。）と協議してその決定により実施する。

(関係書類の提出)

第4条 乙は、契約書に定める書類のほか着手届(様式1)、業務責任者届(様式2)、業務工程表(様式3)及び管理計画書等を甲に提出しなければならない。

2 管理計画書は次の事項について記載するものとする。

- (1) 総則
- (2) 業務概要
- (3) 計画工程表
- (4) 現場組織表
- (5) 主要機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理
- (9) 緊急時の体制
- (10) 交通管理
- (11) 仮設備計画
- (12) 安全管理
- (13) 環境管理
- (14) その他

3 管理計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度

関連するものについて変更計画書を提出しなければならない。

- 4 監督職員が特に指示した事項については、さらに詳細な計画書を提出しなければならない。

## 第2節 委託作業の管理

(発生材料)

第5条 発生材料は、数量を確認して甲に報告し廃棄物関係法令等により乙の負担で処理する。

(作業用機械器具等)

第6条 作業用の機械器具、道具類は、各作業に適するものを使用する。

2 甲が不相当と認めたときは、取り替えを指示することがある。

3 植物管理に必要な結束材・樹勢回復材等の資材は乙の負担とする。

(安全管理)

第7条 業務の履行に当たっては、職員、出入業者及び来庁者等に危険のないよう十分に注意して行う。

2 業務の履行に当たり施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して行う。万一損傷した場合は乙の負担において原形に復する。

3 乙は、人身事故、災害または第三者に損傷を与える事故等が発生した場合は応急措置を講ずるとともに事故等発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、遅滞なく甲に報告し損害賠償の負担をすること。

(報告書の提出)

第8条 乙は、報告書の作成に当たり、次の各号を充たすものとする。

- |                    |             |     |
|--------------------|-------------|-----|
| (1)管理報告書届          | — 毎月(様式4)   | ※注1 |
| (2)植栽管理報告書         | — 毎月(様式5)   | ※注1 |
| (3)管理月報            | — 毎月(様式6)   | ※注1 |
| (4)作業工程表(計画と実施を対比) | — 毎月(参考様式1) | ※注1 |
| (5)作業の実施前、後の状況記録写真 | — 毎月(参考様式2) | ※注1 |
| (6)作業日誌            | — 毎月(参考様式3) | ※注1 |
| (7)薬品防除作業報告書       | — 作業月       |     |
| (8)植物被害調査報告書       | — 随時        |     |
| (9)植物年度末現在高報告書     | — 年度末1回     |     |
| (10)その他甲の指示するもの    |             |     |

※注1:ただし、令和8年7月分及び8月分については併せて報告書を作成するものとする。

## 第2章 植栽管理

### 第1節 一般事項

(作業の実施時期、回数等)

第9条 乙は管理現場を常時巡回し、天候、植物の成育状態、特性、活力及び環境条件などにより主に次のように各作業を行うこと。

作業の数量については、別紙「数量書」のとおりとする。

作業は、甲との打ち合わせにより実施すること。

- (1) 台風等関連作業として樹木支柱直し、支柱結束直し、防風ネットの設置・片づけ、倒木・傾斜木の応急措置及び復旧、折損木の幹枝落とし、植物の塩分洗浄・植込地及び敷地周辺への落枝葉の片づけ・清掃・廃棄物搬出処理等を迅速に行うこと。
- (2) 日常作業はかん水・植物の枯死防止・樹勢回復、高木の不要枝落とし、樹木枯葉除去・草刈・清掃（植込地・通路・歩道）・樹名板の位置調整・植物の誘引結束等とする。
- (3) 定期作業の剪定・施肥・薬剤防除・刈込・除草は作業工程表に準じる。
- 2 植物管理などで当然に必要な作業及び薬剤・資材等の調達は乙の負担で随時に実施すること
- 3 甲が必要とするときは乙は樹木医等の専門員の意見をつけること。
- 4 作業等で周囲の花壇及び灌水装置を破損等したときは、原状に回復すること。

### 第2節 樹木及び地被の管理

(剪定)

第10条 剪定は、その樹種及び形状に応じてもっとも適切な方法により行う。

- 2 樹姿及び樹形の仕立て方は特に修形上規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てる。
- 3 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。又、南北側等樹勢の強弱を勘案して行う。
- 4 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- 5 主として剪定すべき枝は、次の通りとする。
  - (1) 枯枝
  - (2) 生長のとまった弱小の枝
  - (3) 著しく病虫害におかされてる枝
  - (4) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害になる枝
  - (5) 折損によって危険を来す恐れのある枝
  - (6) 樹冠、樹形及び生育上不必要な枝

(寄植の刈込み)

第 11 条 枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。

(生垣・列植の刈り込み)

第 12 条 枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端を揃える。

2 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすよう枝の誘引きを行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。

(施肥一般)

第 13 条 所定の施肥量を施し、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥方法について担当者と協議する。

2 溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意する。

(高木施肥)

第 14 条 壺肥(つぼこえ)は、樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料をいれ覆土する。縦穴の深さは 20 c m 程度とする。

(生垣施肥)

第 15 条 寒肥は、生垣の両側に縦穴を 1 箇所ずつ計 2 箇所 1 本ごとに掘り、底に所定の肥料入れ覆土する。縦穴の深さは 20 c m 程度とする。

2 追肥は、生垣の両側に平行に深さ 20 c m 程度の溝を掘り、みぞ底に所定の肥料を敷込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

3 縦穴、みぞの位置は細根の密生部分よりやや外側とする。

(低木施肥)

第 16 条 1 本立ち及び小規模な寄植えの場合は輪肥、壺肥を主体とし、その方法は上記施肥に準ずる。縦穴及び溝の深さは 20 c m 程度とする。

2 列植の場合は生垣施肥に準ずる。

3 群植、大規模な寄植の場合、有機質肥料については 1 m<sup>2</sup> 当たり 3 箇所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については植込み内に均一に散布する。

(抜取除草)

第 17 条 既存地被類をいためないよう除草器具類などを用いて根ごと取り除く。

2 抜き取った雑草は、速やかに処理すると共に、除草跡はきれいに清掃する。

(刈り取り除草)

第 18 条 既存植物をいためないよう除草器具類などを用いて取り除く。

2 その他は「抜取除草」に準ずる。

(病虫害薬剤防除)

第 19 条 薬剤の使用に際しては、農薬取締法（昭和 23 年法律 82 号）等の農薬関連法規、及びメーカー等で定められている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に十分注意する。

2 散布方法はそれぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

3 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施する。実施に先立ち看板等で周辺住民への周知徹底を図る。

4 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布する。

5 散布に際しては風上に背を向けて風下から行う。来庁者・通行人をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう十分注意して行う。又、メーカー等で定められている使用安全基準、使用方法に基づき必要な規制等を実施すること。

6 散布作業は人体への影響を十分考慮しゴミ手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等安全なものを着用する。

(灌水)

第 20 条 樹木の成育状況に応じて、担当者と協議の上で効果的に実施する。

(支柱結束直し)

第 21 条 既存の杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線は樹木を損傷しないよう丁寧に取り除く。

2 再結束にあたっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束する。

(枯損木処理)

第 22 条 枯損木の伐採にあたっては周辺樹木、工作物特に人止柵等を損傷しないよう注意深く行う。又、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処置を行う。

2 切株はできるだけ地際より処置すること。

3 伐採した樹木は枝払いし一定の長さに切断した後、指定方法により処置し跡地はきれいに清掃する。

(清掃)

第 23 条 植込地内の屑籠、すいがら入れ、及びその周辺のゴミのとりこぼしのないようきれいにかき集め、指定箇所に運搬処理する。

2 植込地内に散乱するごみ類と共に落葉、落枝等も竹ぼうき等でかき集め、指定箇所に運搬処理する。なお、できるだけ土を含まないように注意する。

3 下木内ごみ等は、下木類をいためないよう注意して取り除く。

4 燃性ごみと不燃性ごみとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし指

定方法により処理する。

- 5 落葉、落枝等をなるべくそのまま堆積させて土に還元させるよう努める場合は、ゴミ、あきかんなどはひとつひとつ取除き、指定箇所に運搬処理する。

### 第3節 芝生地

(刈り込み)

第24条 芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

- 2 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈り込む。
- 3 刈り込み高は担当者と協議する。
- 4 樹木の根際、柵類のまわりなど機械刈りの不適當または不能の場合は手刈りとする。
- 5 縁切りは寄植え、施設等に匍匐茎が侵入しないよう、寄植類にあたっては樹冠の垂直投影線により10cm程度外側で垂直に切り込みせん除する。
- 6 刈り取った芝はすみやかに処理すると共に刈り跡はきれいに清掃する。

(施肥)

第25条 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

- 2 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれている時は行わない。

(目土かけ)

第26条 目土は植物の根茎、ガレキがなく、必要に応じふるいわけしたものをもちいる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう、入念に混合する。

- 2 目土は指定の厚さに、とんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

(抜取除草)

第27条 芝生をいためないよう、除草器具などを用いて、根よりていねいに抜く。

- 2 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

(病虫害防除)

第28条 「第19条」に準ずる。

### 第4節 草地

(草刈)

第29条 草地内にある石、空き缶等障害物は、あらかじめ取り除く。

- 2 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。尚、刈り高は監督員と協議する。
- 3 樹木、株物、柵等の周辺も刈り残しのないよう仕上げる。又それらにかからんでいるつる性雑草もきれいに除去する。
- 4 刈り草は毎日指定箇所に運搬集積し、すみやかに処理するとともに刈り跡はきれいに清掃する。

(清掃)

第 30 条 「第 23 条」に準ずる。

(巡回作業)

第 31 条 担当者の指示する範囲で作業を実施し、後に作業日誌を提出すること。なお、実施に際しては担当者と十分な調整を行うこと。

(連絡体制)

第 32 条 臨機に備え、現場代理人は常に担当者と連絡をとれる体制にあること。

(災害等における非常時の対応について)

第 33 条 本庁舎において、火災、地震、津波、新型インフルエンザ等による非常事態が発生した場合は、本業務に優先的に人員の配置及び消耗品の補充が出来るような体制を構築すること。

(協議)

第 34 条 本事業の遂行に当たり、問題点及び協議が生じたときは、担当者と協議すること。

2 協議を実施したときは業務打合せ簿（様式 7）を提出すること。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 35 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。